

議案第111号

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年11月30日提出

上越市長 中川 幹 太

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和47年上越市条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則中第14項を第15項とし、第11項から第13項までを1項ずつ繰り下げ、第10項の次に次の1項を加える。

- 11 令和4年1月1日に在職する市長の同日以後の在職期間における市長の給料月額、第3条第1号の規定にかかわらず、同号に規定する額からその額の100分の15に相当する額を減じて得た額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。  
（特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正）
- 2 特別職の職員の退職手当に関する条例（平成3年上越市条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和4年1月1日に在職する市長の退職手当の額の算定の基礎となる給料月額）

- 4 令和4年1月1日に在職する市長の退職手当の額の算定の基礎となる給料月額は、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和3年上越市条例第 号）による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（昭和47年上越市条例第42号）附則第11項の規定にかかわらず、同項の規定により減額される前の給料月額とする。  
（教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正）

- 3 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和47年上越市条例第46号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「附則第14項」を「附則第15項」に改める。